平成２２年（フ）第１８１９０号
東京都江戸川区船堀７丁目19―18―503
破産者　石川　勝子
1　決定年月日　平成23年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８３４７号
静岡県下田市中98
破産者　田中　秀夫
1　決定年月日　平成23年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３０号
栃木県足利市堀込町3014番地２
破産者　有限会社浅野空調設備
1　決定年月日　平成23年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２２年（フ）第１５１３８号
東京都中央区銀座３丁目11番19―802号
破産者　ａｎｇｅｌｕｓ有限会社
1　決定年月日　平成23年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５１３９号
東京都足立区新田３丁目35―32―907、開始決定時の住所東京都江東区大島６丁目１―５―535
破産者　横川祐喜子
1　決定年月日　平成23年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６２９５号
東京都練馬区大泉学園町８丁目９―38―401
破産者　小堀　　豊
1　決定年月日　平成23年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６５１９号
東京都新宿区愛住町１番地
破産者　株式会社フレーバーハウス
1　決定年月日　平成23年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６５３８号
東京都千代田区神田神保町３丁目５番地
破産者　アール・シー・ホールディング有限会社
1　決定年月日　平成23年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６５６５号
東京都練馬区光が丘５丁目２番５―301号
破産者　有限会社エフ・イー
1　決定年月日　平成23年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６５６６号
東京都練馬区光が丘５丁目２―５―301
破産者　増田　晴伸
1　決定年月日　平成23年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６６３４号
東京都足立区栗原１丁目２番１―323号、商業登記簿上の本店所在地東京都北区赤羽２丁目42番12号
破産者　有限会社ＮＳＭ企画
1　決定年月日　平成23年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６６３５号
東京都足立区栗原１丁目２―１―323
破産者　松井　　明
1　決定年月日　平成23年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６６７３号
東京都青梅市裏宿町729番地の２
破産者　有限会社カズキコーポレーション
1　決定年月日　平成23年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６６７４号
東京都青梅市裏宿町729―２
破産者　瀧嶋　信夫
1　決定年月日　平成23年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６７０６号
東京都千代田区神田佐久間町３丁目21番２号　ＰＷビル２Ｆ
破産者　株式会社虎義
1　決定年月日　平成23年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６７０７号
東京都千代田区神田佐久間町４丁目１―1105
破産者　加藤　精孝
1　決定年月日　平成23年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６８１７号
東京都目黒区下目黒６丁目８―21―303
破産者　亡渕名勝敏相続財産
1　決定年月日　平成23年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６８２７号
東京都江東区平野２丁目３番15―302号
破産者　有限会社オースタンパ
1　決定年月日　平成23年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６８２８号
東京都調布市入間町１丁目11―７
破産者　大島　秀和
1　決定年月日　平成23年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６８３９号
東京都文京区関口１丁目１番６号
破産者　有限会社ピーエムスタディオ
1　決定年月日　平成23年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６８６２号
東京都千代田区平河町２―12―８―303、登記簿上の本店所在地東京都新宿区西新宿８―14―21　双英ビル８Ｆ
破産者　株式会社イメージテクノロジー
1　決定年月日　平成23年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６８６４号
東京都立川市柴崎町３丁目11番７号
破産者　株式会社スパンキーファクトリー
1　決定年月日　平成23年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部